

岩手県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟を岩手県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を会長所在支部の学校内におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は、高等学校における体育の健全な発達を図ることを以って目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 高等学校諸体育大会の開催
2. 高等学校体育に関する調査研究
3. 高等学校体育に関する審議
4. 体育諸団体との連絡
5. その他連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は、岩手県下の加盟高等学校を以って組織する。ただし、高等部を置く特別支援学校が加盟を希望する場合は、認めることができる。

第6条 本連盟は、県内を8地区に分け、各地区に支部をおく。その規程は別にこれを定める。

第7条 本連盟に専門部をおく。その規程は別にこれを定める。

第8条 本連盟は、全国高等学校体育連盟、東北高等学校体育連盟並びに岩手県体育協会に加盟する。

第5章 役員

第9条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 (各学校長)
4. 理事長 1名
5. 理事 若干名
6. 常務理事 若干名
7. 専門部長及び副部長 若干名
8. 監事 2名
9. 顧問 若干名

第10条 会長は、評議員会において互選する。

会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。

第11条 副会長は、各支部評議員がこれを互選する。ただし、会長所在支部に若干名増員することができる。会長がこれを委嘱する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長所在支部副会長がその職務を代行する。各支部副会長は、支部を統轄しこれを代表する。

第12条 評議員は、評議員会を組織し、第21条の定める任にあたる。

第13条 理事長は、理事がこれを互選する。

理事長は、理事を統轄し、会務を処理する。

また、副理事長を置くことができる。副理事長は、理事長を補佐する。

第14条 理事は、会長及び各副会長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

理事は、次のとおりとする。ただし、地区の事情により若干名増員することができる。

久慈1名 二戸1名 盛岡4名 花巻1名 北奥2名 県南1名

釜石気仙1名 宮古1名 県事務局校担当副校長 県事務局校若干名

理事は、理事会を組織し、第22条の定める任にあたる。

第15条 常務理事は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

常務理事は、常務理事会を組織し、第24条の定める任にあたる。

第16条 専門部長は、評議員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

専門部長は、事業の執行にあたる。また副部長をおくことができる。副部長は部長を補佐する。

第17条 監事は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

監事は、会計を監査する。

第18条 顧問は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

顧問は、重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠によって就任した任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第20条 会議は、評議員会、理事会、常務理事会、専門部長会、専門委員長会とする。

第21条 評議員会は、会長が招集し、予算、決算、事業、その他重要事項を審議決定する。

第22条 理事会は、会長が招集し、予算、決算、事業、その他重要事項を審議する。

第23条 常務理事会、専門部長会、専門部委員長会は、必要に応じて会長が招集する。

第24条 常務理事会は、理事会、評議員会を開催するいとまがない場合の緊急なる問題について決定することができる。ただし、次の理事会並びに評議員会に報告しなければならない。

第25条 評議員会、理事会、常務理事会は総員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は、これを出席と認める。会議の議決は過半数による。

第7章 会 計

第26条 本連盟の経費は、分担金、入会金、補助金、寄付金、その他の収入を以ってこれに充てる。

第27条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第28条 予算は、理事会においてこれを編成し、評議員会の承認を得なければならない。

決算は、監事の監査を経て、理事会、評議員会の承認を得なければならない。

第29条 会計に関する規程は、別にこれを定める。

第8章 事 務 局

第30条 事務局には次の役員をおき会長がこれを委嘱する。

事務局長 1名 庶務 若干名 会計 若干名 書記 若干名

第31条 事務局長は、事務局を統轄し、これを代表する。

第32条 庶務は、文書の受付、発送、会議の記録、その他庶務一般の事務を処理する。

第33条 会計は、経理事務を管掌する。

第34条 書記は、事務局長の指示により、事務に従事する。

第9章 附 則

第35条 対外試合に関する規程は、別にこれを定める。

第36条 本規約は、理事会、評議員会の議決によらなければ変更することができない。

第37条 本規約は、昭和23年9月19日から実施する。

附 則

昭和24年9月3日一部改正

平成18年4月21日一部改正

昭和35年4月1日一部改正

平成20年2月14日一部改正

平成元年4月22日一部改正

平成3年2月15日一部改正

平成8年4月18日一部改正

平成13年4月19日一部改正